

お客様各位

今年は秋が短く、急に寒くなってしまいました。皆様お元気でお過ごしですか？

また一年の終わりが近づいてまいりました。

以前に、あるセミナーで聞いた話ですが、人は予定を立てるときに月や年で区切って計画を立てます。しかし、12月31日から1月1日に変わっても、他の日と同じように1日が経過したということには変わりありません。しかし、予定を立てる際に、その間が連続していないような錯覚を起こすと、ブツブツと切れた状態となってしまいます。

単年度思考で考えてしまいますと、例えば国の予算のように、年度末ばかりが忙しくなるような状態にもなりかねません。来年からは長期的な視野で予定や計画を立てることはもちろんですが、次の年につながる仕組みを作っていけるようになると発展に加速度がつくのではないのでしょうか？

皆様方のご発展を祈念いたしますとともに、こころより応援させていただきます。

須黒会計インフォメーション

平成 24 年 12 月号

I N D E X

1. 【経営情報】 [キャリアアッププログラム](#)
2. 【会計税務】 [消費税率引上げ予定とその対策](#)
3. 【ヒント・ヒント】 [七割の力](#)
4. 【お役立ち情報】 [経営体力診断のご提案](#)

5. 【セミナー情報】 今後のセミナーのご案内

1. 【経営情報】 キャリアアッププログラム

【キャリアアッププログラム】

皆様の会社には、キャリアアッププログラムはあるでしょうか。

キャリアアップの意味は「より高い資格・能力を身につけること。経歴を高めること」です。

最近では、キャリアアップを目指す人が多いために、キャリアアップ講習なども開かれています。

キャリアアップというのは人によって意味合いが違うことがあります。

・今の仕事などをもっと極め、スキルアップ、技術をさらに身につけて上の段階へ進みたい。

・収入を目的として、キャリアアップしてもっと収入アップにつなげたい。

・自分がどれくらい頑張れるのか可能性を試したい、もっと可能性を伸ばしたいと思っている。

いずれにしろ共通することは、自分のスキルを磨くことであり、より高いスキル・能力を身につけ上の段階へ進むことです。

そこで見直されているのが、社内キャリアアップ制度、つまり「キャリアアッププログラム」の導入です。

自分は何が出来て何が出来ないのか。会社から何を求められているのか。何をやらなければいけないのか。案外わかっていない社員の方が多いませんか。

当社にいと、1年でどうなるのか、3年だとどうなる、5年後、10年後にはこうなっている。

社員が一目見て自分がどこにいるのか、何をしなければならぬのか、またどうなっていなければならないのか分かるもの、それが「キャリアアッププログラム」です。

今までに培った経験などを活かして、さらなるステップアップを目指し転職をする人もいれば、会社内部でキャリアアップを目指す人もいます。

縁あって我が社に入社してきた人々です。

社員をひとりの人間として尊重し、社員の能力を引き出すことによって、優秀な人材の社外流失を防ぎ、社内で成長、活躍の場を与える。

その具体的な方法が、ハード面(制度作り、仕組み作り)とソフト面(企業風土、コミュニケーション能力)において示されている。

その上に、厳しい社員教育があるからこそ、本人が成長し、お客様から認められる。

そのことによって、本人も会社も社会から信頼を得ることができるのではないのでしょうか。

社員が心から当社にいてよかった、と言える会社になるためにも「キャリアアッププログラム」を導入してみませんか。

2. 【会計税務】消費税率引上げ予定とその対策

6月に消費税増税関連法案が衆院を通過したことで、平成26年4月1日から消費税率は8%、その1年半後からは10%（地方消費税を含む）になることが予定されています。

今回は、3%から5%に税率が引き上げられた時期の経過措置の復習と、低所得者対策の類型について考えてみます。

(1) 経過措置について

経過措置の中で、最も重要な箇所は、税率アップ後も、一定の取引について、増税前の税率を適用できる措置であり、工事の請負など取引金額が大きいもの、リース契約など長期間にわたり適用されるものが特に重要となります。

経過措置は、ふたつの税率が混在することで起こる問題を緩和する狙いで設けられるわけですが、今回の予定では、税率が8%の期間はわずか1年半で平成27年10月1日には10%に引き上げられる予定となっています。前回の経過措置の例では適用日の半年前までの契約が境目となっていた例もあり、またそうでない例もありました。経理の現場で大きな混乱が起らないような十分な準備が必要となりそうです。

(2) 低所得者層対策

算出した所得税額から一定額を税額控除して控除しきれなかった金額については現金を給付するという制度です。米、英、独、仏などで実施されていますが、インフラとして番号制度の導入が不可欠となります。

(3) 軽減税率の導入議論

食料品等の生活必需品の税率を低めに設定する軽減税率の導入も検討されています。

例えば、ドイツでは同一のファーストフードのハンバーガーでも、店内飲食は外食扱いで標準税率19%ですが、テイクアウトだと食料品扱いで軽減税率7%が適用されます。これら軽減税率の基準作りは並大抵のことではありません。

今後の動向を注視しなければなりません。

3. 【ヒント・ヒント】 七割の力

川の水をバケツにくみ、何人かが並んでリレーをしながら火を消す。

このときいちばん早く一定量の水を運べるのは、バケツに七分目まで水を入れたとき。

それ以上でもそれ以下でもない。これがいちばん効率がよい。

常に十割の力を出して働けば、急な目標変更や仕事の発生に対応できない。

働き過ぎは体を壊す。労働は車の運転と同じく、余計なアクセルやブレーキを踏まず、淡々と続けられる量を守る。それが長期的な安定につながる。

これは、永年「渋滞学」や「無駄学」の研究を続ける東大の物理学者・西成活裕教授の話です。

今一度「損して得取れ」「急がば回れ」のことわざを見直してはどうかと。 フォーレ登載

4. 【お役立ち情報】**経営体力診断のご提案**

以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

<ご提案内容>

1. 経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

2. マネージメント・パワー(社長ご自身の経営行動診断)

社長様へのアンケート回答にもとづき、ご自身の経営姿勢(思考と行動)の現状診断を行います。

5. 【セミナー情報】**今後の開催セミナーのご案内**

「1 から学ぼう相続税の仕組み」

今後の税制改正、基礎控除額の大幅な引き下げにより相続税申告対象者の増加が見込まれます。

今まで、相続税とは縁の遠かった人たちも身近な問題となる可能性が出てきました。

そこで、相続税について全く知識がない方を対象に、これだけは知っておかなくてはいけないと思われる相続税のポイントを解説します。

【セミナー要項】

日時:12月以降については、日程は未定です。

担当:陶山 務

